第12章

開発過程における犯罪変容の実態，その原因およびその対策

はじめに

1978年12月に打ち出され，79年後半から本格的に展開された改革・開放政策は，本質的に言えば，一種の開発政策にほかならず，その実施により，中国社会は甦り，活気を取り戻しつつある。89年以来，東欧，ソ連等の「社会主義」諸国が次から次へと破滅していくなかでは，中国だけが激変を免れ，独自の道を歩み続けられる一因は，まさに中国がそれより10年も前に改革・開放政策を実施しはじめたことにあるように思われる。しかし，改革・開放政策の実施に伴って，中国社会では望ましい変化ばかりが起こったわけではない。望ましくない変化の一つはいわゆる犯罪の変容（犯罪件数の激増，犯罪種類の変化）である。そこで，改革・開放の実施に伴って，犯罪がどのように変容しているのか，その原因がどこにあるのか，いかなる対策が講じられているのか，といった問題を，ここで明らかにしようと思う。

Ⅰ　犯罪変容の実態

改革・開放政策実施以来の中国における犯罪の変容には量的変化と質的変化とがあり，その実態も両方から把握されるべきであろう。

1．量的変化

(1) 統計数字で見る場合

中国の司法機関が犯罪の状況を説明するためにいつも用いるのは，「刑事事件発生件数」と「刑事事件発生率」という関連しあう二つの指標である。前者は捜査機関が刑事事件として捜査の開始を決めた刑事事件の件数を指す。後者は前項の発生件数が全国の人口に比例して1万人につき1年間何件の刑事事件が発生したかということを意味する(1)。ここでも，この二つの指標を用いて犯罪の量的変化を見ることにする。

公表された統計および入手した資料によると，1949年中華人民共和国建国から78年までの28年間は，建国の直後である50年を除けば，刑事事件発生件数は終始55万件以内に，発生率は1万分の7以下に留まっており(2)，特に52年から「文化大革命」が始まる前の65年までは，発生件数も発生率も相当低いものに維持されて，社会治安の最も良い時期が迎えられた(3)。ところが，そのような低さ，安定さが改革・開放政策の展開に従って崩れはじめた。例えば，刑事事件発生件数が80年は建国以来初めて75万7000件を突破，81年は89万件にも達した。発生率もそれぞれ1万分の7.7，1万分の8.9にまで昇った(4)。犯罪の激増に対処するため，犯罪厳罰のキャンペーンが83年から全国規模で行われた。その結果，84年から87年にかけて，刑事事件の発生件数は50万台，発生率は1万分の6までそれぞれ下がった(5)。しかし，88年からは，犯罪を厳罰にするためのキャンペーンが依然として繰り返されているに

もかかわらず，犯罪が再び激増に転じ，しかも，増加のスピードが空前的なものとなっている。例えば，刑事事件発生件数が87年は57万件に対して，88年は82万7000件，89年は197万件，91年は236万件にそれぞれ達しており，発生率も87年の1万分の5.3に対して，1万分の8.4，1万分の18.4，1万分の21.7にまで上昇している(6)。

⑵　公式的認識，社会的感覚から見る場合

犯罪学上「暗数」という概念があり，それは，概ね，実際上は発生したものの，官憲（主に警察）に認知されず，その統計にも上がらない犯罪件数のことを意味する。一定の暗数の存在が各国に共通する，避けられない現象ではあるが，中国の場合は，暗数を念頭において犯罪の状況を把握し，統計以外には当局の示した公式的認識，社会的感覚といった非数字的なものも重要なパラメーターとして考慮することが特に必要である。というのは，国土が広く人口が多い上に，犯罪統計がまだ初期の段階にあり，統計の基準や期間や対象などが規則的なものにはなっていないこと，後に検討するように，刑事法の適用にあたって「キャンペーン」方式が採られるが，キャンペーン中の司法機関による取締りが通常のそれよりはるかに厳しいこと，犯罪全体の大きな部分を占めている窃盗犯や横領罪や贈収賄罪等が犯罪として訴追されるための最低金額がこの数年間大幅に高くなっていること(7)，などの諸事情があるからである。

1983年8月，中国共産党中央が全国の治安，犯罪状況に関して次のように指摘した。つまり，78年の「党の第11回3中総以来，社会治安は何年間の対処を経て，好転したものの，総じて言えば，問題は根本的に解決されず，根本的好転は実現されていない。……差し当たり，多くの地域の社会治安状況がきわめて悪く，特に人々を驚かす重大で悪質な事件が絶えず発生している。多くのところでは，犯罪分子は気炎を上げ，何の気兼ねせず，何も恐れず，やり放題なことをしている。幹部，警察を含めて多くの民衆は犯罪分子の凶行，報復を恐れ，『悪い人は意気揚々としている。よい人は怒りを忍んでい

る。積極的に協力する人は恐怖を感じている。末端の幹部は意気を喪失している』というきわめて不正常な状況ができている」[8]。このような認識に基づいて，83年後半から「社会治安に重大な危害を及ぼした犯罪を厳罰せよ」というキャンペーンが3年間行われたが，その結果，人々の安心感が強まり，社会治安が明らかに好転したものの，結果を過剰に評価してはならない，というのが86年3月の中国司法当局の総括であった[9]。88年4月には当時の社会治安状況に関して，「一部のところでは，犯罪が依然としてひどい状態にある。重大な事件，悪質な事件が上昇する傾向が依然として続いており，金銭のための人殺し，強盗，重大窃盗等の事件がとても目立っている。……一定のところでは，人民大衆は依然として安全感をもてない」，という公式的見解が示された[10]。さらに，90年5月から厳罰のキャンペーンが再び開始，強化され，今日まで続いているが，このキャンペーン中の社会治安状況についても，刑事事件，特に重大な刑事事件が依然として上昇しており，社会治安の情勢が依然として厳しい状態にあると，中国の関係者はほのめかしている[11]。

以上のような公式的認識とは別に，一般の人々が犯罪の増加を感じていることの表われとして次の二つの現象が挙げられる。一つは，都会を中心にこの2，3年の間，居民が住宅の従来の扉の裏に新たに鉄の扉を取りつけて，窃盗，強盗を防ぐ，ということが大変流行っていることであり，もう一つは，金銭万能主義が蔓延して，賄賂を贈らないと何もできない，金があれば何でもできる，というふうに感嘆している民衆がきわめて多いことである。

2. 質的変化

刑事犯罪全体が量的に激増していることはこれまで指摘したとおりである。しかし，これはあらゆる種類の犯罪がすべて等しく増加していることを意味するわけでは決してない。刑事犯罪はその量の増大とともに，その内容も変わりつつある。改革・開放政策実施から今日まで，刑事犯罪全体に占める比

例が高くなり，著しい増加の傾向をみせているのがおよそ次の5種類の犯罪である。

(1)　経済犯罪

何を「経済犯罪」と考えるかが中国の多くの学者を悩ましている問題である。その定義，範囲が学者によって相当異なっているが，それはともかく，中国司法機関に公表された犯罪統計をみるかぎり，経済犯罪として想定されたのは，経済制度，経済管理制度を利用して，あるいは，それに違反して，財産，金銭を不法に獲得するような行為であって，その中には業務上の横領罪，公務員贈収賄罪，不法取引罪，密輸罪，外貨管理違反罪，脱税納税拒否罪，公共財産詐欺罪が含まれる(12)。中国でいう経済犯罪は財産・金銭を目当てとした公務員犯罪とほぼ同じことと理解してもよいと思う。

改革・開放政策実施以来生じた犯罪変化の中で，最も早く浮かび上がり，最も深刻な問題となり，かつ今日まで最も長く中国社会を悩ましているのがいうまでもなく横領犯罪，贈収賄犯罪を中心とした経済犯罪である。経済犯罪の激増とそれに対する刑事規制はこの10数年の中国における犯罪変容状況，対策状況上の一つの中心をなしている。中国社会は，改革・開放の3年目に当たる1982年の初めごろから早くも経済犯罪の激増に見舞われ，当時の状況については，改革・開放政策が「まだ1，2年しかたっていないというのに，かなりの幹部がむしばまれている。経済犯罪活動に巻き込まれた者は少数ではなく，かなりの数にのぼっている。犯罪の程度となると，かつての『三反』運動や『五反』運動のときとは比べられないほどひどくなっている。……いまでは，大きな事件が多くて，どれも悪質だ。汚職にせよ，国の利益を損ねたにせよ，とても『万単位』どころではない。個人の犯罪もあれば，集団の犯罪もある。……この風潮の到来ぶりはまことに猛烈だ。もしも我が党が十分な注意を支払わず，この風潮を断固くいとめないなら，われわれ党と国家には『変質』の危険という問題が確実に発生する。これは何も脅かしではない」，と最高指導者の鄧小平氏は厳しく指摘している(13)。この風潮に対応す

るために，82年３月から，「経済犯罪を厳罰せよ」というキャンペーンが全国で一斉に行われ，それは86年および89年にさらに強化されて，今日まで続いている。しかし，このような厳しいキャンペーンが行われつづけているにもかかわらず，経済犯罪事件（特に横領，贈収賄事件）の増加率が一時的に鈍くなったりしたものの，この10数年をとおしてみれば，継続していることは明らかである。例えば，全国で認知された経済犯罪事件は，84年は約４万3000件であるのに対して[14]，86年８万1500件以上まで増え[15]，そして，90年になって，認知された横領，贈収賄事件だけで９万4686件にも達している[16]。

(2)　公有財産の窃盗犯罪

公有財産窃盗犯罪の多発，激増は特に目立った犯罪現象の一つである。従来の窃盗犯罪と比べると，改革・開放政策実施以後の窃盗犯罪は次のような変化を呈している。まず，窃盗の対象は公有財産と個人財産との両方から公有財産の方へと集中し[17]，公有財産の場合は，金銭，倉庫に置かれている材料，部品などの，現に使われていないものから，通信設備，国防設備，交通設備などの，現に使われているものまで広がりつつある。また，従来の個人による小規模の窃盗から集団による大規模な窃盗に変わりつつある。最後に，窃盗犯罪はかつてないほど多発しており，刑事事件に占める比率も大幅に増えて，犯罪全体の約80％にまでなっている[18]。例えば，四川省成都市では，1991年６，７月の２カ月だけで検挙された窃盗事件は5100件以上にものぼっている[19]。また，91年１月から８月までの間，全国で検挙された窃盗犯罪が56万件以上で[20]，86年に発生した全刑事事件よりも多い。

(3)　凶悪犯罪

中国の公式的文献あるいは統計の中には「厳重刑事犯罪」という用語，項目がある。それは，通常，故意殺人，故意傷害，強姦，強盗，爆破，重大窃盗および集団暴力行為という７種類の，社会治安および民衆の安全感覚と密接に関係する犯罪のことを意味し，いわゆる凶悪犯罪に当たる。凶悪犯罪は，

社会治安をはかるための特殊な指標・項目としてあげられ，特に重要視されており，先に検討した経済犯罪と並んで，この10数年の中国における犯罪変容状況，対策状況上のもう一つの中心をなしている。

凶悪犯罪激増の第１のピークは1983年ごろである。それに対処するために，83年８月からいわゆる「社会治安に重大な危害を及ぼした犯罪を厳罰せよ」キャンペーンが実施された。その結果，86年までは刑事犯罪全体の発生件数が減少し，その発生率が相当下がったものの，凶悪犯罪自体はそれほど著しい減少傾向をみせていなかった，といわれており，しかも，88年以後は大幅に増加する傾向さえ呈している。例えば，88年についてみると，逮捕された被疑者のうち，殺人犯は１万2401名，強盗犯は４万3829名，故意傷害犯は２万5084名，重大窃盗犯は３万8748名であり，前の年よりそれぞれ11％，60％，８％，76％増えている。強姦犯だけが３万0112名で，前の年より14％減少した(21)。中国の関係者が88年の状況を，「一般の刑事事件が増えている。殺人，強盗，重大窃盗などの事件は大幅に増えている」と要約しているが(22)，当時はまだピーク時期ではなかった。第２のピークが到来したのは90年以後であって，90年には，逮捕された殺人犯は１万5719名で，前年より12％多い。強盗犯は８万2466名で，前年より15％多い。重大窃盗犯は７万9231名で，前年より７％増えた(23)。

(4)　風俗犯罪

中国の法律に従えば，売春の勧誘，強制，売春場所の提供，売春の組織，紹介，慣習的売春は犯罪として，刑事罰を科せられる。また，猥褻物の制作，販売および伝播も犯罪として刑事罰の対象となる。これらの犯罪を合わせて「風俗犯罪」と呼ぶことにしよう。

風俗犯罪は人間堕落の現われとして資本主義国および旧中国社会で存在するもので，現代中国では絶対あってはならない現象であると，一般の中国人はみている。しかし，新中国とは無縁であるべきそのような犯罪が近年の中国でも再び登場し，海南省，広東省や上海市などの開放地区を中心に氾濫し

はじめている。例えば，1991年6，7，8の3カ月間だけで，全国で検挙された売春婦およびその相手は4万9337人，売春集団は1200で，そのメンバーは6500人以上である[24]。91年の夏，上海市公安局が集中取締りを実施したところ，摘発された売春婦および客はわずか3カ月間で1797人に及んだ[25]。また，猥褻物の制作，販売および伝播も大きな社会問題となっており，89年後半からそれを撲滅するためのキャンペーンが行われ，今日まで続いている。90年1月から91年10月までの間，犯罪として検挙された猥褻物の制作，販売および伝播事件は1万0619件で，被疑者は2万9045人である[26]。

(5) 薬物犯罪

薬物犯罪もまた新中国は縁を断ったものとみられてはいるが，近年になって中国に上陸して，ビルマに隣接する雲南省を中心に急激な勢いで蔓延している。例えば，1991年1月から9月の間に，雲南省だけで検挙された薬物犯罪事件が2818件で，捕まった容疑者は4317名で，そのうち，594人の外国人が含まれている。押収されたアヘン，ヘロインがそれぞれ876キログラムと1200キログラムである[27]。90年6月26日と91年10月26日に2回にわたって，昆明市で薬物犯罪者に対する判決の言い渡し大会が行われ，押収された6トンのアヘン，ヘロインがその場で焼かれ，35名の被告人が死刑を宣告され，執行された[28]。

以上の5種類の犯罪が激増している以外には，婦女・児童の誘拐・売買事件も多発しつつある[29]。また，暴力団の進出，暴力団による犯罪も増えはじめている[30]。

さて，以上のような犯罪変容がなぜ起こったのか，その原因をどこに求めるべきなのか，それが中国で進行している社会開発とは関連するのか，といった疑問について検討しよう。

II　分析の基本枠組

犯罪変容の原因は論者の関心により，いくつかの違った視点から分析され，異なった次元においてそれぞれ説明できる。例えば，近年の中国で薬物犯罪が増えたのは改革・開放政策の実施によって国境が開かれて薬物の持ち出しが容易になったからである，というきわめて明瞭な説明が成り立つ。しかし，このように，ある種の犯罪の変容を個別現象としてきわめて限定された側面からみるのではなく，上で明らかにされたような，一つの社会における犯罪全体の量的，質的変化を社会現象としてより深く広く分析するためには，その分析対象をどうしても社会そのものに定め，社会の変革という視点からその原因を求めざるを得ないように思われる。

一つの社会における犯罪の増減は当該社会における犯罪統制の成功，失敗の状況を物語っている。逆に言えば，犯罪統制が効果的に実現されているかどうかが犯罪の増減を直接に左右する。こういう関連関係に着目して，「犯罪統制」を指標に，その実現程度，効果性（犯罪統制自体をめぐっての評価は別の問題として）から一つの社会の犯罪状況を説明できるわけである。もっとも，犯罪統制が一体何を意味するのかに関しては必ずしも一致した見解があるわけではない。ここでいう「犯罪統制」とは，犯罪の無能化をはかること，より具体的に言えば，客観的には当該社会において犯罪を犯す機会，可能性を最小限に抑えることと，主観的には個人が犯罪決意に到達するのを最大限に阻止することを意味する。

通常，犯罪統制という機能を果たすものとしてまずあげられるのは警察などの専門機関の諸活動であろう。しかし，専門機関の諸活動が孤立的なものではなく，あくまでも当該社会において行われるものであり，その効果がおおいに当該社会の本質にかかわる上に，多くの犯罪統制が社会の本質そのものに潜んでおり，その機能が実質的に社会の本質によって左右されるように

思われる。それ故，ある社会の犯罪統制をみる場合は，その専門機関の諸活動より，むしろ，その社会の本質そのものに焦点をあてるべきであろう。

先に明らかにした中国における犯罪の変容は，中国社会の本質の変容，それにともなっての犯罪統制の変容にその原因を求めることができるであろう。社会の本質を析出するためには，それぞれ異なった方法論が論者によって用いられるが，小論では，一つの社会が国家権力，経済および市民社会という三つの異なった領域，原理，社会的力から構成されるとして，その三者の相互関係からこれを分析する，という方法論を用いて中国社会の本質およびその変容をみようと思う。国家権力は，独自の原理をもった，正統化された強制力，社会領域（国家機構，国家人員）である。経済は，利益原理をもった独自の力としての社会生活の経済領域（経済機関，経済主体的人員）である。市民社会は，国家権力と経済との間に位置する別の原理をもった非国家非経済的社会領域（非国家機構，非経済機構，一般の人々）である，というふうに設定する(31)。

なお，中国社会を時期的に分ける場合，いろいろな分け方が可能であるが，小論では，1949年の中華人民共和国成立から79年の改革・開放政策までの間を，49年以前の中国社会にも79年以後の中国社会にも異なった特殊な時期として，それを「政治中国社会」と呼んで，まずその本質および犯罪統制を分析したうえで，79年以後の中国社会を「政治中国社会」に対する変革として，そこでの社会本質の変容および犯罪統制の変容を検討して，その中から犯罪変容の原因を明らかにしようと思う。49年以前の中国は本論文の範囲外にあるから，分析の対象とはしない。

III　「政治中国社会」の本質およびそこでの犯罪統制

1．政治中国社会の本質

「政治中国社会」は，国家権力[32]による政治的統制が高度かつ完全に実現された，政治原理の徹底した，それに基づいて構成され，固定化された「単位」社会である。これは次の四つの側面に表われている。

⑴　国家権力と経済との関係

「政治中国社会」においては，国家権力が経済に全面的に介入，統制を行い，経済が国家権力に付属し，その一部となっている。

①　生産手段の所有制

「政治中国社会」においては，生産手段の公有制しか認められず，私有制は勿論，その傾向があると思われる経済活動も「資本主義の尻尾」として厳しく糾弾された[33]。公有制はさらに「全人民所有制」と「集団所有制」とに分けられる。全人民所有制は「政治中国社会」における最も基本的所有制度で，中国が社会主義国とされる最も根本的根拠である。国民経済に重要な意義をもつ生産手段のすべてが全人民所有制の所有形態をとっており，全人民所有経済は国民経済の中の主導的力であり，中国社会の基礎・国民生活の基本でもある。ところが，「政治中国社会」における全人民所有制は，マルクスが『ゴータ綱領批判』の中で描いた全社会的共有制ではなく，全人民の代表とされる国家による所有である。「現段階における全人民所有制は，実質的にはやはり国家所有制であるから，普通，全人民所有制の経済を国営経済と呼んでいる」[34]。また，全人民所有制とならんで公有制のもう一つの形態がいわゆる集団所有制である。理論上，全人民所有制の場合は，全中華人民共和国の人民がその所有主体とされるのに対して，集団所有制の場合は，

当該経済組織に属する人々がその所有主体とされる。しかし，実際上，両者の主な違いは，投資，管理する国家機関が中央政府かそれとも地方政府かにすぎず，国家権力がその所有主体である点においては両者が同じである。したがって，集団所有制もまた一種の国家所有制である[35]。

国家所有制をいうとき，いろいろな側面からそれをイメージして，その特徴を描くことができるが，その最も大きな特徴は，当該社会の構成員たるすべての個人が私的に生産手段との接近・結合することを完全に否定され，生産手段のすべてに「公（国家）」的性格を付与されることであろう。「政治中国社会」においては，いかなる個人も私的に生産手段の占有，使用，処分することが法的に禁じられ，たとえ国の最高級の幹部，指導者であっても，国有財産を個人的に支配するなんらかの権力ももたない。多くの国家幹部が事実上国有財産を管理・支配しているにもかかわらず，そのような管理・支配があくまでも「公」という名義で行われなければならない。このように，個々の個人や私的組織が生産手段等の所有対象との接近・結合は完全に遮断される。その結果，生産手段を個人的に所有することを通じて形成される，国家権力とは異なった別個の社会的領域，純経済的原理，社会的力が存在する余地はない。国家権力は政治的なものにとどまらず，生産手段を所有，統制する一種の経済的権力でもある。このような国家権力を抱えている「政治中国社会」においては，「公」と「私」との区別が社会の最も基本的問題であって，両者の間には厳しい線が引かれている。国家権力は，公的財産の所有主体として「公」を維持するという諸権限，諸活動を通じて，経済生活の基礎たる部分である生産手段に対して統制を行うのである。

② 計画経済という経済管理体制

経済に対する国家権力の全面的な介入と統制は単に所有制度にのみならず，計画経済という経済管理体制にも基づいている。現実には，国家権力のどの行為が所有権に基づくのか，どの行為が経済管理権に基づくのかは必ずしも明白に識別できるとは限らない。しかし，生産，流通，分配その他の全体の経済政策に対する国家権力の介入・統制は，所有者が所有権を行使するとい

う所有原理より，むしろ，計画経済の原理のほうに基づいているように理解したほうがより適当であろう。

中国における従来の計画経済がどのような内容のものか，いかなる特徴をもつのかに関しては，すでに多くの研究者は検討を重ねてきており(36)，ここで深く検討しないが，とりあえず，次のことを指摘しておきたい。つまり，計画経済という経済管理体制のもとでは，社会経済生活の隅から隅まで，生産，流通，交換，分配，消費などの経済過程のすべては，直接的にあるいは間接的に政府計画の対象とされ，すべて国家権力の定めた「公」的方法，様式にしたがって行わなければならない。国家権力が計画経済に基づいて国家財産のみならず，社会経済生活の全体に統制を及ぼすのである。

(2)　市民社会と経済との関係

「政治中国社会」においては，市民個人は経済の主体とはなれず，あくまでも国家権力を媒介として経済活動に受け身的に参加することしかできない。また，市民社会自体も経済とは完全に離された，観念上においてしか存在しない領域にすぎない。

市民個人と経済との関連の仕方にはおよそ二つの種類があり，一つは「商品糧戸籍」に属する人々の場合で，もう一つは「農業糧戸籍」に属する人々の場合である。「政治中国社会」においては，戸籍制度そのものが単に戸籍管理という行政事務上の意義のみならず，経済との関連の仕方および政治的地位のレベルをも大いに意味している。

①　「商品糧戸籍」に属する人々の場合

「商品糧戸籍」とは，このような戸籍に属する人々が自ら農業生産を営まずに食料などの基本生活用品を商品として国から購入券・配給券等の方式を通じて定期的に配当されるような戸籍である。このような戸籍を有する人々は経済生活にあたって完全に国家権力の統制下に置かれている。まず，基本生活用品がどれぐらいの量，またはいつ，どこで，どういう価格で配当されるかは，個々の個人の実際上の需要に基づき，その要望に応じてではなく，

年齢や職業や地域などに基づいて国家権力によって一律に決定され，個々の個人が受け身的にそれに従うだけである。国家権力は供給の量，時間や場所等を指定することを通じて，個々の個人のいる場所や活動範囲をおおいにコントロールできる。次に，国家からの配給は，無料ではなく，労働報酬としての賃金でそれを買わなければならないが，賃金もまた所属する企業の経営状況や個人の努力とは直接関係なしに，国家権力が事前に定めた基準，ランクに従って決められたのである。最後に，「商品糧戸籍」を有することは，都会人口となるための，また，国家機関や国営企業の正式な構成員になるための前提条件であって，このような戸籍を有する人々は政治的にもより国家側の人間とみられ，より国有財産に近づいているようにみられる。しかし，これは彼らが国家財産・経済計画に主体的に参加できることを決して意味しない。自分が一体どのような職業につき，どこの企業で働くかは基本的に国家の決定・分配によって決められ，ほとんどの場合，一生変わることはない。また，企業に関わる国家計画，企業の運営に関して，国家機関で意思決定を行いうる国家幹部と，国家機関によって国営企業に派遣された企業の責任者などのごく少数の人々が参加権をもち，一般の労働者が参加できるのは国家の定めた計画を完成することだけである。時には，国家経済の計画形成への参加や工場内の民主参加も唱えられる。しかし，そのねらいは，計画に労働者の意志を導入し，工場の運営に参加させることより，彼らの「主人公の意識」を自覚させ，その労働積極性を引き出して，国家計画を完遂するよういっそうの努力をさせることと，国家の定めた工場規則などにいっそう真剣に遵守させることにあろう。

② 「農業糧戸籍」に属する人々の場合

「農業糧戸籍」とは，このような戸籍に属する人々が自ら農業を営み，それによって得られた食料などの基本生活品で生活するような戸籍である。この戸籍に属する人々は，農村人口の枠に入り，中国人口の約８割を占めており，「商品糧戸籍」に属する人々とは異なった経済との結合をしているものの，経済生活はやはり国家権力の統制下に置かれている。まず，「農業糧戸

籍」に属する人々は，その生活の本拠地を戸籍のある農村（人民公社）に置き，そこで農業を営まなければならない。「政治中国社会」においては，国家機関や国営企業などの正式的構成員はすべて「商品糧戸籍」が必要とされ，「農業糧戸籍」に属する人々はそこでの正式的構成員になる資格がない。また，都会で長期的に生活を営む人々も「商品糧戸籍」が必要とされ，「農業糧戸籍」に属する人々は都会で長期的に生活することを禁じられている(37)。したがって，農民は土地・農村から離れて都会で生活し，または，国家機関や国営企業に行って仕事をしようとするならば，国家権力の定めたルートを通らなければならない。次に，「政治中国社会」においては，「人民公社」制度がとられていた。その制度のもとでは，農民は，国家権力の末端組織である人民公社の定めた場所，時間，種類に従って，人民公社の土地で分配された仕事を完成する。農業生産を通じて収穫した食料などが人民公社のものとして，どういう比例で国に売るか労働報酬として農民に売るかについて人民公社のほうが決める。したがって，当時，農民は土地の主体としてではなく，人民公社という国家末端組織の定めた方式，報酬で農業を営むのである。

(3)　国家権力と市民社会との関係

「政治中国社会」においては，市民社会が完全に国家化・政治化され，政治的に国家の統制システムに編入されており，国家権力とは別個の原理をもち，別個の社会領域，別個の社会的力としての市民社会はほとんど存在していない。

①　政治基準による市民個人の分類

「政治中国社会」においては，すべての市民個人が新しい中国建国までの家庭の経済状況を主な基準に分類され，それを「階級成分」という。その分類に従えば，都会の市民は買弁資本家，民族資本家，個体手工業・商業者，労働者のいずれかに，農村の市民は地主，富農，上中農，中農，下中農，貧農，雇農のいずれかに属させられる。このような分類が一見したところ，過去の経済状況という純経済的基準によるものではあるが，過去の経済状況を

基準にしたのはそれが新政権・国家権力と当該人との遠近関係，当該人の政治上の信頼度をある程度物語ると考えられるからである。したがって，「階級成分」が濃厚な政治的意義をもち，異なった「階級成分」を有する人々は社会において異なった地位，待遇を与えられ，良い「階級成分」を有する人々はそうでない人々より優遇され，彼らに対して一種の特権ともいえるものを有する。本来，「階級成分」は建国までの経済状況に従って分けられたが，後に，政府・国家権力に対する政治態度で市民を直接に分類することも行われ，「右派分子」や「反革命分子」や「悪分子」といったものも登場して，それらに分類された市民はそれぞれに応じて一定程度の権利を制限，剥奪された。

② 市民社会的組織の国家化・政治化

家庭や宗教組織等が本来純市民社会的組織に属すべきであろうが，「政治中国社会」においては，それらの組織は市民社会的性格を完全に失われて，濃厚な国家的・政治的組織の性格を帯びるようになった。例えば，家庭組織の場合，1949年新しい中国が成立するまでは，家族，血族集団あるいは宗族を含む伝統的血縁関係組織が多大な力をもち，独自の原理に基づき，国家権力と平行して市民個人に支配を及ぼしていた。しかし，49年以後，婚姻法の制定などの措置を通じて伝統的血縁関係組織に対する抜本的改造が行われた。その結果，血族集団の組織的力，婦人と若者の家族年長者への絶対的従属，社会関係の領域内部での血縁関係による義務が完全に打破された。それに代わり，国家権力は家庭組織に対する直接な統制力を獲得し，家庭組織を党と政府の政策，方針を実施するための，または政治教育を行うための最も基本的な単位に変えたのである(38)。「文化大革命」中，家族ぐるみで最高指導者の語録を勉強したり，党と政府への忠誠を誓ったりすることや，家族同士が党と政府への不忠実な行為を互いに摘発することを勧めたり，革命家庭を選定したりしたことは，まさに家庭という市民社会的組織の国家化・政治化の極端な現われであろう。

③　市民社会生活の国家化・政治化

普通，個々の市民は国家的活動でもなければ経済活動でもない，いわば純粋な市民社会的活動をなす。例えば，旅行に出かけたりすることがそのような活動であろう。しかし，「政治中国社会」においては，そのような純粋な市民社会的活動もまた国家化・政治化され，国家の統制下に置かれる。旅行に出掛けるときには，列車の切符を買うが，その場合，国家権力の末端組織の紹介状や証明書が必要とされる。また，ホテルに泊まろうとするならば，そこでもそのような紹介状や証明書が提出されなければならない。このように，純粋な市民社会的活動であっても国家権力の介入がなければなかなか遂行できない。

④　市民の精神生活の国家化・政治化

「政治中国社会」における市民の精神生活に関しては，公式的理念・イデオロギーについての教育，宣伝が国家権力によって積極的に行われていることは周知のとおりであるが，道徳などのような人間としての基本教養も国家権力によって積極的に勧められ，その内容がおおいに国家化・政治化されたものであった。例えば，「親しいものかどうかが所属する階級によって分けられる」（親不親，階級分）や，「人民に対しては親切でなければならない，階級の敵に対しては残忍でなければならない」（対人民親，対敵人狼）といった道徳的教条が流行ったのは，道徳観の国家化・政治化の表われにほかなく，それらは一般の人間としての道徳より，むしろ，特定の階級の政治観念というほうがより適切であろう。

(4)　国家権力の基本原理と「政治中国社会」の構成

これまでの検討を通じて明らかになったのは，市民社会でもなければ経済でもなく，国家権力こそ「政治中国社会」の中心的存在，最も有力な社会的力である，ということであろう。ところで，かような国家権力は一体どのような原理に従って行動するのであろうか。そして，かような「政治中国社会」の構成はいかなるものであろうか。

① 「階級闘争」という政治原理

「政治中国社会」においては，国家権力は，経済計画を作るときには投入と産出とのバランスといったような経済原理をもちろん考慮する。また，外交事項を処理するときには外交上の慣例などの原則をもちろん考慮する。しかし，各領域のそれぞれの原理が考慮されるものの，そのいずれも国家権力にとって第一次的な意義を有しない。国家権力の第一次的かつ最も基本的な原理は「階級闘争」という政治原理である。これはいくつかの事例によって極端に示される。例えば，「階級闘争は必ず毎年，毎月，毎日重んじなければならない」[39]や「階級闘争を網の大綱として，網の大綱を持ち挙げさえすれば，網目はおのずから開いてくる」[40]といった毛沢東の指示が国是として，おおいに宣伝され，幹部の政治路線をはかるための主な基準とされていた。階級闘争と経済建設との関係に関しては，「革命を強化して，経済建設を促進する」[41]という毛沢東の語録に示されたように，革命（階級闘争）が優先され，それをもって経済建設を行う。

「階級闘争」が一体どのような政治原理であるかは時期により異なり，不変かつ明白な内容が常に示されるとは限らないが，概ね，次のようなものではなかろうか。つまり，国家権力が全社会のものではなく，プロレタリア階級およびその同盟者のものである。このプロレタリア階級およびその同盟者の政権は常にその敵であるブルジョアジー階級およびその他の反動分子によって狙われ，その転覆がはかられる。そこで，国家権力は反動階級の転覆陰謀を粉砕して，彼らを打ち破るためには，全社会を動員して政治闘争を展開しなければならない。国家権力の活動のすべてもこのような闘争を念頭に置き，それを中心としなければならない[42]。

「階級闘争」という政治原理を国家原理とされた場合，国家権力は，基本的に政治的レベルにおいて行動し，「法」というものを，あくまでも自らの代表する政治勢力の利益を実現するための「手段」とみなして，そのような政治勢力の利益に合致すると判断したら，法を守るが，合致しないと判断したら，それを無視する[43]。そこでは，「法の支配」という超政治的考え方が

存立し難いし，「法の支配」が国家権力の行動原理にはならない。

② 「政治中国社会」の構成

「政治中国社会」においては，国家権力こそ実在していたものの，本来の意味での経済，市民社会は存在していなかった。経済，市民社会は国家権力によって吸収され，その一部・一構成要素となっており，「中国」という社会がつまり国家権力の社会であった。

そのような国家権力の社会は，無順序なものではなく，「階級闘争」という政治原理に基づいて，国家権力との遠近関係・政治信頼度に沿って，自らの構成，順序を作り上げ，縦的政治関係だけがある，横的人間関係はないようなピラミッドの社会構成，社会順序を呈していた。

そこでは，あらゆる人々，あらゆる事柄，あらゆる領域が一人も一つも漏れずに例外なくその政治的・国家権力的システム・ピラミッドに編入され，それぞれの位置をもち，それぞれの役目を付与され，経済的，政治的，イデオロギー的，社会的に上から統制され，下に対して統制する。

2.　「政治中国社会」における犯罪統制

「政治中国社会」における犯罪統制がどうのように実現され，いかなるものであろうかに関しては，次の諸側面が指摘できる。

(1)　かような社会自体にはすでに高度な犯罪統制が含まれる

中国社会を「単位社会」と呼ぶ研究者がいるが，これは見事に実情に合った呼び方と思う。中国人の誰でも生まれから死ぬまで「単位」と深く関わり，「単位」ぬきには生きられない。通常，「単位」とは当該人の勤務先や通う学校や（仕事のない者，未成年者等の場合）居住地の居民委員会などの組織体を指しており，それらの組織体は，勤務の場，勉強・研究の場，居住地としての意義より，むしろ，国家権力の末端組織・最基層的国家機構という意義のほうをいっそう有している。個々の市民個人に対する国家権力の経済的統制，

政治的統制，イデオロギー的統制，社会的統制がまさにこの「単位」を通じて具体的に実現される。国家から配分される食料等の基本生活用品が「単位」をとおして本人の手に届く。政治活動が「単位」によって行われ，個人の政治態度などの状況が「単位」によって作られた「档案」(一種の内申書）に記載される。政治学習や道徳的教育も「単位」ごとに実施される。社会活動に必要とされる数多くの紹介状や証明書等も「単位」からもらう。したがって，個人の行動空間，時間が所属する「単位」に限定，固定されており，個人に関する事柄のほとんどが「単位」の介入で遂行される。

以上のような，「単位」という制度のもつ意義，機能からすでに示されるように，「政治中国社会」における犯罪統制がすでにその社会そのものの中にきわめて高度的に含まれており，社会自体が犯罪統制の機能をきわめて効果的に果たしていた。

(2) 最大限まで実現された犯罪統制

「政治中国社会」においては，犯罪統制がかつてないほど最大限まで実現されたといえる。まず，客観的犯罪無能化に関しては，個々の市民個人は例外なく国家権力の統制システムに入り，自分の行動空間を「単位」の中に限定し，自分の行動時間を「単位」で過ごし，「単位」という集団の中に身を固定せざるを得ない，たとえ「単位」から離れることができても，それが「単位」の認可を前提とするし，新たな「単位」あるいは臨時的「単位」にすぐ入らなければならない。このように，犯罪を犯す可能性が物理的には大いに抑えられ，減少される。次に，主観的犯罪無能化に関しては，「階級闘争」という政治原理を内容とした政治教育，政治学習が毎日行われるうえに，繰り返される政治闘争キャンペーンにあたっては，自分の「単位」の中からあるいは身の回りの人々から必ず誰かが「階級の敵」としてひっぱり出されて処罰されるので，個々の市民は，自分がもし何か間違ったら「階級の敵」とされるのではないか，という警戒，緊張感にいつもつきまとわれ，そうされないように注意せざるをえず，まして犯罪に走ることは考えることだけでも恐

ろしいであろう(44)。このような警戒，緊張感がたえず抱かれていることによって，個々の市民が犯罪を犯そうという主観的意志が効果的に阻止される。

(3)　「政治中国社会」における犯罪統制の限界とその代価

「政治中国社会」における犯罪統制は，個々の市民レベルまで遵法の意識を普及し，内面化させて，法を破って犯罪を犯す可能性や機会がいくらあってもそうはしないという自覚を個々の市民にもたすこと（「内面的無動機化」と呼ぼう）を通じてではなく，むしろ，犯罪を犯す「自由」・可能性を市民個人から剥奪し，犯罪を犯したくてもそれが現実には不可能であるという状態に市民個人を物理的，外在的な方法で抑えこむこと（「外在的無能化」と呼ぼう）を通じて，実現される。そこでの犯罪統制が最大限まで実現されたといっても，そこでは普遍的自覚としての遵法意志が存在するわけでは決してない。

なお，そこで犯罪統制が最大限まで実現できたのは，無茶な政治運動だけがあり，他の社会的流動性・活気性のない，まるで死んだような社会と，まったく自主性をもたない人間ロボットのような市民個人の存在を，その大前提としているのである。しかも，本来の犯罪が最大限まで減少されたことの代償として，本来は犯罪でない多くの政治的「冤罪」が生まれたことも，そのような犯罪統制が最大限まで実現するための必然的代価であった。

Ⅳ　改革・開放による「政治中国社会」の変化と犯罪統制上の課題

1.　「政治中国社会」の変化

改革・開放政策は，一部の人々に言われるような，単純な経済改革の政策にすぎないものではない。政策の制定者が自ら意識しているかどうかは別にして，結果的にみれば，それが経済，政治，文化などの「政治中国社会」の

あらゆる面に及んだ総合的な改革政策といわざるを得ない。「政治中国社会」がその政策の実施に伴って全面的変革を遂げつつある。

(1) 国家権力と経済との関係

改革・開放の実施に伴って，経済に対する国家権力の介入，統制の度合が緩められ，国家権力からやや離れた経済ができつつある。

① 生産手段の所有制

私的所有が小規模，小範囲ながらも認められたことは，改革・開放の重要な内容である。1979年以来，個体経営者や「万元戸」のような個人や組織などの私的所有体が合法化，奨励されるようになり，それと平行して，外国からの投資の導入が国策となり，中外合資企業，合作企業，外資企業の設立が多くの優遇策を通じて進められている。今日まで，私的所有体・私的所有の性格を有する所有体がおおいに発展してきており，規模的にはまだ国家所有制のそれに匹敵するほどにはなっていないものの，中国の国民経済の中ではきわめて大きな意義をもつことは確かである(45)。中国における私的所有は法的にはその地位を「神聖不可侵」までにはされておらず，その保有範囲，経営条件等の面において実際上おおいに国家権力の判断に左右されている(46)。にもかかわらず，私的所有の存在自体は，従来の国家所有制への一元化が打破されたこと，個人や私的組織が生産手段などの所有対象との接近，結合が可能になったことを意味しており，それによって，国家権力とは別個の社会的領域，純経済的原理，社会的力が不完全でありながらもすでに生成，存在しつつあるのである。

② 計画経済という経済管理体制

もし私的所有の承認がまだ小規模，小範囲に留まっているとすれば，計画経済という経済管理体制の改革は大規模，大範囲に及んだもので，改革・開放のキー・ポイントの一つとなっている，と言わざるを得ない。1979年から「企業自主権」拡大と「経営責任制」の導入を「突破口」に始まったこの改革は，当初の小規模の実験的なものから今日になって全国的な規模に広がっ

ており，その中身も，単純に企業の自主権や責任制を強調することから，企業自体がある程度価値法則に従って経営できるための，政府機関と企業と，所有権と経営権とをより徹底的に分離するようなものに移行しつつある。この結果，国家計画の範囲，規模およびその拘束力が大幅に縮小，緩和され，企業の責任者は，経済活動において純粋な政府機関，正式的経済計画から独立して自らの意志で行動することができるようになり，そのような行動幅も相当広いものとなった(47)。もっとも，国営企業の責任者は実際上は所管の国家機関から任命された場合も多く(48)，彼ら自身もまた国家機関の構成員であり，国家権力を行使しているわけである。しかし，彼らの行動を制限する基本原理は計画そのものより，むしろ，価値法則のようなものであり，彼らのもつ権限は統制を基本とする純粋な国家権力，純粋な計画に対する一種の否定であって，そこからの離脱にほかならない。

(2)　市民社会と経済との関係

改革・開放によって，一部の市民個人が相対的に独立した経済主体となり，国家権力の過剰な干渉を受けずに主体的に経済活動を行えるようになった。また，ほとんどの市民個人も経済との関係において国家権力の完全な統制から抜けだして，相対的に自由な結びつきをもつようになった。それゆえ，市民個人は一定程度の経済的自由，経済的権能を獲得でき，市民社会が経済に対して実体的なものとなりつつある。

①　「商品糧戸籍」に属する人々の場合

「商品糧戸籍」に属する人々は，改革・開放政策により従来とは相当異なった経済との結合をするようになっている。まず，食料等の基本生活用品に関しては，配給の量，時間，場所，価格は，個人市場の普及などの要素で，国家権力の定めたとおりでなくても個人的に手配，入手することができる。食料等の基本生活用品の統制を通じて個々の市民を統制するという従来の事情が変わり，「商品糧戸籍」に属する人々は最も基本である基本生活品の獲得にあたってはおおいに自由になっている。次に，「商品糧戸籍」に属する

人々は，職業や職場等の選択可能性をある程度与えられ，「責任制」の導入により自らの労働成果と賃金とを結合するようになった。それゆえ，国家が指定した職業，職場で一生働き，国家が事前に定めた賃金しかもらえないという従来の状況が変わった。最後に，いつまでも国営企業の人間で，それなりの給料をもらう，という「五星紅旗親方」の状態が変わり，国営企業等で働く「商品糧戸籍」に属する人々も罷免の対象となっている。「商品糧戸籍」に属する人々にとっては，罷免されたことは国家権力から一種の制裁を受けたこととなるが，国家権力にとっても，一定の人々を除名することは，彼らに対する国営企業を通じての統制の喪失を意味する。

② 「農業糧戸籍」に属する人々の場合

改革・開放政策の重要な一環として，1979年から「農業生産責任制」（主に「家族による請負制」）が導入され，82 年から「人民公社」の解体が進められた[49]。これらの変革を通じて，これまで土地に固定されながら，「人民公社」の定めたとおりに農業を営まなければならなかった農民は，一定の土地使用権を国家から獲得して，請負契約に規定された種類，量，価格で農作物を国家に販売するかぎり，土地から離れ，土地の使用権を他人に貸与することを，国家権力からまったく介入を受けずに行うことができ，時間的にも空間的にも自らの行動を支配できるようになった。今日問題となっている広東省などの開放地域への大量の農民「盲流」が[50]，「人民公社」時代に存在していた農民に対する国家権力の強い統制が今日においてはもう存在していないことを，ある程度物語っている。

③ 私的所有者，経営者

改革・開放政策以来，都会においても農村においても，一部の市民は，生産手段の所有主体，経営主体として工場や店や会社などを所有・経営している。彼らはこれによって通常の法律範囲において国営経済とは別の次元の，国家権力を抜きにした別個の経済領域を作り上げて，主体的に経済と結びつく。彼らはすでに戸籍などを意味のないものとしており，自らの所有，経営する経済体を背景に一般の人々以上に社会的力を身につけている。

(3)　国家権力と市民社会との関係

改革・開放政策によってもたらされた国家権力と市民社会との関係における変化は，一言でいえば，市民社会に対する国家権力による統制が大幅に後退して，市民社会が国家権力とは別個の原理をもつ，別個の社会領域，別個の社会的力として現われつつあることである。

①　市民個人に対する政治的分類の無意義化

改革・開放政策以来，「階級成分」という分類は撤廃されると公式には宣告されていないものの，この分類に基づいた権利，義務の区別がほとんどなくされており，分類自体に対する国家権力側の意識もまた市民個人側の自覚も相当低いものとなっている。近年，「ブルジョアジー自由化分子」といった政治的概念・範疇が新たに設けられたが，それはあくまでもインテリなどの社会の少数に適用されたもので，「政治中国社会」におけるように全社会的なものとはなっていない。

②　市民社会的組織の脱国家化・脱政治化

改革・開放政策以来，家庭や宗教団体や民族集団などの市民社会的組織がだんだん国家的・政治的色彩から離脱して，本来の性格，本来の機能を取り戻しつつある。例えば，今日の家庭は，国家権力の政治的統制を実現する機能を大部分失い，逆に，国家権力に対する不満や文句を云々する場としばしばなる，といわれている。宗教団体も不完全ながらもその存在を認められ，一定の事項に関してある程度まで独自に物事を運ぶことできるようになっている。

③　市民社会生活の脱国家化・脱政治化

改革・開放政策以来，従来と変わって，国家権力の統制や政治的考慮なくして市民社会生活ができるようになっている。例えば，今日では，切符購入の際の証明書提示やホテル泊りの制限などは国家権力による介入はなく，個人の意志で簡単に旅行できる。従来，国外への旅行や外国人との接触は政治的意義を帯びたものとして国家権力側の独占事項とされていたが，今日にな

っては一般の市民もそれが自由にできるようになっている。

④　市民社会の精神生活における国家的・政治的要素の後退

改革・開放政策以後にも，国家権力は一般市民に対する政治的・イデオロギー的教育，宣伝を続けているが，その内容も，総じてみれば，従来のようなきわめて政治的なものではなく，はるかに緩やかで温厚なものとなっている。その上，一般市民の間で従来みられた政治に対する熱狂は今日ではほとんど見られないどころか，政治に対する一種の無関心が広がっている。したがって，市民社会の精神生活における国家的・政治的要素がおおいに後退し，政治的キャンペーンや政治的・イデオロギー的教育，宣伝が極端なまでに発揮できた機能，効果を，今日においては，いくら取り戻そうとしても，なかなか取り戻せない。

(4)　改革・開放による中国社会の本質の変容

改革・開放政策以来の中国社会は，「政治中国社会」からの脱皮，変容の途上にあって，その部分的な変容がすでに生じていることが確かである。そのような変容を次のいくつかの側面からみることができると思う。

①　健全な社会の形成

国家権力がつまり社会そのもので，社会が国家権力の社会である，という「政治中国社会」における異常ともいうべき状態が変えられ，国家権力は依然として社会の中心的存在に留まってはいるものの，それとは異なった原理をもつ，別個の社会的領域，社会的力としての経済，市民社会が形成されつつあり，それが国家権力に対して徐々に大きな影響力を及ぼすようになりつつある。

②　経済の発展，物質的利益の追求という原理の確立・普及

「政治中国社会」と今日の中国社会との間に存在する最も顕著な相違は，政治・階級闘争を基本原理とするか，それとも，経済の発展・物質的利益の追求を基本原理とするか，ということにあろう。今日の中国社会はまさに後者を基本原理としている。このような基本原理の転換は，まず国家権力の事

実上の担い手である中国共産党の基本政策の変化から始まり[51]，これまでの10数年間，どちらを基本原理とするかをめぐっての政策論争が絶えておらず，前者を再び基本原理にしようとする勢力が目立った時期もあった。しかし，そのような表の議論とは別に，実際においては，経済の発展，物質的利益の追求が国家権力を含んだ中国社会全体の基本原理として今日まですでに確立，普及されたように思われる。

③　縦的・統制的社会順序の崩壊と横的・分散的社会順序の生成

社会における国家権力の地位，力，機能の後退，政治原理・階級闘争原理の撤廃とそれに伴った経済の発展，物質的利益の追求原理の確立，普及により，「政治中国社会」の縦的・統制的社会構成・社会順序が乱れて，階級闘争の原理に支えられるピラミットが足元から崩れてしまった。その代わりに，横的・分散的社会関係が生成しはじめ，主に経済利害原理に基づいた新たな社会構成・社会順序ができつつある。このような新しい社会においては，社会自体が社会的流動性・活気性に満ちたものとなっており，個々の市民個人も完全に固定されたまったく自主性のない人間ロボットから一定の程度まで自由を味わえる真の人間へと変わりつつある。

2.　社会変容に伴う犯罪統制上の新たな課題

従来の犯罪統制は社会自体が高度統制的なものであることを前提としている。しかし，「単位」は従来の経済的，政治的，社会的諸統制機能を喪失して，市民生活との関わりも薄くなっている，という現状にも示されるように，従来の犯罪統制はすでにその存在の社会的前提を失いつつあり，「政治中国社会」とは相当変わった今日の社会に従来の犯罪統制機能を期待するのがもはや完全に無理なことであって，新しい社会に適する新たな犯罪統制の確立が必要となっている。改革・開放以来の犯罪変容の原因はまさに従来の犯罪統制がすでに機能できなくなっているのに，新しい犯罪統制が未だに確立されていない，ということにあるように思われる。

従来の犯罪統制は，人々を「単位」に固定して時間的にも空間的にも犯罪不能の状態に抑えこむ（外在的無能化），という方法を通じてその機能を果たしていたが，それは流動性を欠き，活気性のない死んだ社会，自由のまったくないロボットのような個人，頻繁な政治闘争と大量の政治「冤罪」を代価としていた。しかし，より良い社会，より自由な個人，さらに政治闘争の回避を目指している今日の社会においては，そのような犯罪統制は社会的目的・社会的価値に反するものであり，効果がありえないのみならず，社会正義からも許されるべきものではない。したがって，新しく確立される犯罪統制は外在的無能化ではなく，社会の活気，個人の自由を尊重できる「主観的無動機化」を目指すべきである。そのような「主観的無動機化」を実現するには，多くの工夫が必要であるが，その中での最も根本的な手段は「法治主義」の全面的確立と徹底的普及にほかなかろう。

V　犯罪変容の対策の現状

中国の関係機関がこれまでとった対策はおよそ次の四つにまとめられる。

1．「総合治理」という基本方針

犯罪の変容に対処するために打ち出された基本方針がいわゆる「総合治理」（日本語では「総合的対処」というべきであろう）である。「総合治理」とは，社会治安の長期的安定を実現するために，中国共産党と政府の統一的指導の下で，全社会の各方面の力を動員して，システム的，多重的，有機的，協調的に社会主義国における犯罪をもたらす原因，条件，要素を減らし，取り除くことを意味するものである(52)。その重点が「全社会の各方面の力を動員して，システム的，多重的，有機的，協調的に」というところに置かれ，そこにこの方針を「総合治理」と呼ぶゆえんがある。近年の中国でみられる犯

罪厳罰キャンペーンの繰り返し，治安法・刑事法の整備，末端治安維持組織，民間調停組織の再建，保安処分などの非刑事措置の制度化などの動きは，まさに「総合治理」方針のもとでその一環として犯罪を「総合」的に統制，対処するために講じられたものである。

2.　刑事法の整備

他の国でみられないほどの速さ・量で法の整備に取り組んできていることが改革・開放以来の中国の特徴の一つと言えよう。刑事法も法整備の一部分として数多く制定，修正されている。その中には，一般刑事法としてあげられるのは，「中華人民共和国刑法」，「中華人民共和国刑事訴訟法」(1980年1月1日から実施)，「中華人民共和国逮捕拘留条例」(79年2月)，「労働矯正に関する国務院の補充規定」(79年12月)，「中華人民共和国治安管理処罰条例」(87年，いわゆる中国の軽犯罪法)，および，刑事法そのものでないものの，それに密接に関係する「中華人民共和国居民身分証条例」(85年9月) 等である。また，個別事項に関する刑事法律あるいは一般刑事法に対する修正，補充としてあげられるのは，「脱走，再犯をした受刑者，労働矯正者の処理に関する決定」(81年7月)，「経済を厳重に破壊した犯罪を厳罰することに関する決定」(82年3月)，「社会治安に厳重な危害を及ぼした犯罪者を厳罰することに関する決定」，「社会治安に厳重な危害を及ぼした犯罪者を速やかに裁判にかけるための手続きに関する決定」(83年9月)，「密輸罪の懲罰に関する補充規定」，「横領罪，賄賂罪の懲罰に関する補充規定」，「珍貴，絶滅に直面する動物を殺害する犯罪の懲罰に関する補充規定」(88年1月)，「婦女，児童を誘拐，売買する犯罪を厳罰することに関する決定」(91年9月) 等である。

3.　「法制教育」の実施

1985年11月に「公民の中で法律基本知識を普及することに関する決議」が

全国人民代表大会常務委員会で採択され，それに基づいて，第1回目の「法制教育」キャンペーンが国務院司法部と共産党中央宣伝部を中心に実施された。そして，91年3月に「法制教育，宣伝を深めることに関する決議」が採択され，それに基づいた第2回目の「法制教育」キャンペーンが実施されている。このような「法制教育」キャンペーンのありかたに関しては，「公民にその義務ばかりを強調し，その権利を講じない」といったような批判も出ているが，法制教育自体が国家の犯罪統制に役立つことは確かであろう。

4. 犯罪を厳しく懲罰するためのキャンペーン

犯罪を速やかにかつ厳しく懲罰することがなによりも「総合治理」の中心的内容，最も必要な措置であるとされている。そのため，そのようなキャンペーンが今日まで10数年間繰り返されている。1981年後半から82年前半にかけて，経済犯罪が大幅に増えて大きな社会問題となった。それに対処するため，83年3月に「経済を甚しく破壊した犯罪を厳罰することに関する決定」が全国人民代表大会から出されて，経済犯罪を取り締まるためのキャンペーンが始まった。それ以来，88年，89年，91年に同じキャンペーンが繰り返され，今日も続けられている。83年から凶悪犯罪事件が多発して，社会治安がきわめて悪化しているとして，「社会治安に重大な危害を及ぼした犯罪者を厳罰することに関する決定」が出されて，凶悪犯罪を厳罰にするためのキャンペーンが始まって以来，86年，90年，91年に数回にわたって繰り返され，これも今日でも続けられている。経済犯罪を対象としたキャンペーンと凶悪犯罪を対象としたキャンペーンとが中心的なものとされているが，そのほかにも，窃盗犯罪に対処するためのキャンペーンや，猥褻物の製造，販売を取り締まるためのキャンペーンや，薬物犯罪を厳罰にするためのキャンペーンや，婦女，児童の誘拐犯罪を絶滅するためのキャンペーンがすでに行われた，あるいは，まだ行われている。

キャンペーンの効果として次のような変化が生じてくる。まず，通常の刑

事法に対する改正が行われる。例えば，1983年に始まった凶悪犯罪厳罰のキャンペーンの時には，刑法が「社会治安に重大な危害を及ぼした犯罪者を厳罰することに関する決定」によって改正され，いくつかの犯罪の最高法定刑が死刑まで引き上げられた(53)。次に，通常の法適用方式が破棄されて，非常事態的な法適用方式が導入される。例えば，89年8月以降繰り返された経済犯罪追放キャンペーンの時には，最高人民法院および最高人民検察院が同年8月15日に「横領，賄賂，不法取引等の犯罪者は所定期間内に自首しなければならない事に関する通知」を公布した。それによると，同年10月31日までに自首，自白した者に対しては一律により寛大な処罰を科すことができ，本来ならば死刑に処されるべき者は死刑にはされず，重い刑罰に処されるべき者も，軽きに従って処罰するか，減刑するか，刑を免ずることができる。反対に，期間内に自首，自白しない者は法に従って決定的に厳罰にする，という(54)。最後に，司法機関による取締り自体が通常よりはるかに厳しくなり，通常では適用されない方法，あるいは，他の犯罪に適用されない方法が適用される。例えば，「判決言い渡し民衆大会」は，通常においては，あるいは，一般の犯罪に対してはあまり提唱されないが，キャンペーン中にはキャンペーンの対象とされた犯罪に関して，見せしめによるより大きな一般予防機能をはかるために，これが行われる(55)。

むすびにかえて

新しい社会的価値を目指す今日の中国社会に必要とされるのが「法治主義」に基づいた犯罪統制であることはすでに指摘したとおりである。中国の関係機関がこれまで取ってきた諸対策の中には，「法の整備」や「法制教育」などのように，「法治主義」的犯罪統制の要素を含んだものが確かにある。しかし，キャンペーンに代表されるように，犯罪統制の効果を追求するあまり，通常法に対するあまりにも頻繁な改正や通常のルールに背いた法適用が

行われ，厳罰こそ「総合治理」の中心的な一環となってしまい，「法治主義」に基づいた犯罪統制の形成に必ずしも有利でなくなる場合もある。これは社会改革期にはある程度やむをえぬことといえるかもしれない。しかし，短期的利益・政策合目的性だけに着目せず，いっそう理想的な社会・長期的に安定できる社会を追求しようとするならば，やはり「法治主義」に合わないものをなるべく抑えて，効果と人権保障とのバランスをとった政策を講じるべきであろう。これが今後の課題ではなかろう。

今日の中国社会が改革・開放政策により「政治中国社会」から決別していっそう人間性のある，活気に溢れるような社会に変わろうという偉大な変革の途中にある。通常，社会の変革期にあっては，犯罪の多発やある種の社会的混乱がつきものであるかも知れない。犯罪の多発は，犯罪こそ少ないものの，測り切れないほど巨大な他の社会的犠牲を代価とする「政治中国社会」を擁護し，現在の中国社会を非難するための根拠とは決してならない。長期的展望とともに「法治主義」に沿って犯罪の問題に対処すれば，先に言った課題がきっとうまく解決できると信じている。

注(1) しかし，これは，1万人の中で何人が犯罪者になったかというふうに，よく間違われる。

(2) 「1950年—1988年全国公安機関刑事案件立案和破案統計表」(康樹華主編『犯罪学通論』，北京大学出版社，1992年)，111ページ。

(3) 康樹華，同上書，95ページ。

(4) 前掲注(2)。

(5) 『中国青少年犯罪研究年鑑・1987』，48ページ。

(6) ここで挙げた数字は次の文献，新聞で公表された統計に基づく。『中国法律年鑑・1989』，17ページ；俞雷「我国刑事案件明顕増加」(『人民日報・海外版』1989年1月24日)；『法制日報』1992年3月20日；卢奇「対現段階刑事犯罪問題的幾点思考」(中国犯罪学研究会第1回学術討論会へ提出した論文)。

(7) 陶衛忠「関於盗窃罪『数額較大』的幾点看法」(『学法』1990年5期)，49ページ。

(8) 「中共中央関於厳励打撃刑事犯罪活動的決定」(『十二大以来重要文献選編・上』)，386～387ページ。

(9) 「全国政法工作会議研究和部署当前工作」(『法制日報』1986年3月7日)。
(10) 鄭天翔「最高人民法院工作報告・1988」(『人民日報』1988年4月18日)。
(11) 任建新「最高人民法院工作報告・1991」(『人民日報』1991年4月13日)。
(12) 1982年3月8日に採択された全国人民代表大会常務委員会の「経済を厳重に破壊した犯罪を厳罰することに関する決定」の中では，窃盗罪も経済犯罪の一種としてあげられたが，後に公表された統計を見ると窃盗罪と経済犯罪とは別個の項目で統計されている（鄭天翔，前掲1987年度報告参照)。
(13) 鄧小平「経済犯罪活動に断固打撃を与えよう」(『鄧小平文選』北京外文書店・東方書店共訳)，541～542ページ。
(14) 楊易辰「最高人民検察院工作報告・1985」(『人民日報』1985年4月16日)。
(15) 楊易辰「最高人民検察院工作報告・1987」(『人民日報』1987年4月16日)。
(16) 劉復之「最高人民検察院工作報告・1991」(『人民日報』1991年4月13日)。
(17) 「『内盗』横行」(『朝日新聞』1992年2月24日)。
(18) 「開展反盗闘争，推進総合治理」(『法制日報』1991年9月4日)。
(19) 「成都：窃賊胆寒人民開顔」(『法制日報』1991年9月6日)。
(20) 「全国反盗窃闘争初見成効」(『法制日報』1991年10月30日)。
(21) 劉復之「最高人民検察院工作報告・1989」(『人民日報』1989年4月9日)。
(22) 劉復之，前掲1989年度報告。
(23) 劉復之，前掲1991年度報告。
(24) 「打撃売淫漂娼，加強治安管理」(『法制日報』1991年9月24日)。
(25) 「国際事件リポート」(『読売新聞』1992年2月18日夕刊)。
(26) 「公検法不休戦鼓，掃黄毒再建戦功」(『法制日報』1991年12月23日)。
(27) 「雲南積極開展国際禁毒」(『法制日報』1991年11月1日)。
(28) 「昆明再燃禁毒怒火」(『法制日報』1991年10月27日)。
(29) 「厳格執法，堅決打撃拐売，邦架婦女，児童的犯罪活動」(『法制日報』1991年9月6日)。
(30) 「第18次全国公安会議在北京開幕」(『法制日報』1991年11月5日)。
(31) なぜこのような方法論をとるのかに関しては，近く完成する予定の拙著学位論文「公務員賄賂の社会的意義とその刑事制裁の社会的機能」の序章で詳しく論じており，また，類似した考え方を示しているのが，安田信之著『アジアの法と社会』，三省堂，1987年である。
(32) 中国憲法の規定によれば，中国共産党が国家において指導的な立場にある。したがって，党が事実上国家権力の主な担い手であり，その方針，政策がすぐ国家的なものとなる。
(33) 「譲社会主義牢固占領多種経営陣地」(『人民日報』1975年4月20日)。
(34) 薛暮橋『中国社会主義経済問題研究』，北京，外文出版社，86ページ。
(35) 薛暮橋「関於中国社会主義経済的若干理論問題」(『中国社会科学』1991年1

期)，11ページ。

(36) 中兼和津次「中国社会主義経済制度の構造と展開」(岩田昌征編『経済体制論・Ⅳ，社会主義』，東洋経済新報社，1979年)，263ページ。

(37) 「中華人民共和国戸口登記条例」(『人民日報』1958年1月10日)。

(38) Tsao Hsia—hua, " Using Material Dialectics to Revolutionize The Family," *Peking Review*, No. 47, 1970.

(39) 「毛沢東語録」(『人民日報』1974年2月16，17日)。

(40) 「路線是個綱，綱挙目張」(『人民日報』1974年1月13日)。

(41) 「抓革命，促生産」(『人民日報』1974年4月10日)。

(42) 池恒「認真学習無産階級専政的理論」(『紅旗』1975年2期)。

(43) 柴鐘麟「関於我国過渡時期法権的性質和作用問題」(『政法研究』1962年3期)。

(44) 陳春竜，劉海年「略論反革命罪的構成」(『法学研究』1979年3期)。

(45) 『中国統計年鑑・1989』，117ページ参照。

(46) これについては，中国憲法第11，12条を参照。

(47) 史際春「我国全民所有制『両権分離』的財産結構」(『中国社会科学』1990年3期)，159ページ。

(48) 1988年8月1日から実施した「全人民所有制工業企業法」によれば，工場長の選任には政府主管部門の委任，招聘による者と，企業の労働者代表大会の選挙による者との二つの方法がある（同法第44条)。

(49) 「中共中央1983年1号文件」参照。

(50) 「先進地・広東に民族大移動」(『読売新聞』1992年2月16日)。

(51) 「中国共産党第11期3中総コミュニケ」参照。

(52) 郡道生『中国青少年犯罪的社会学思考』，社会科学文献出版社，1987年，156ページ。

(53) 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会編『中華人民共和国法律及有関法規編・1979年～1984年』，643～645ページ。

(54) 『法制日報』1989年8月15日。

(55) 「呉中堂被処決」(『法制日報』1984年11月7日)。